

高齢者ごみ出し支援のご案内

かすみがうら市では、一般家庭の日常生活に伴い生じた家庭ごみについて、集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者に対し、ごみの戸別訪問収集をおこないます。ご利用になる場合には申込みが必要になりますのでご相談ください。



対象者

- (1) 市内に住所を有し、及び市内に居住する者のみの世帯
 - (2) 75歳以上であって、要介護認定（要介護1～要介護5）を受けたもの
又は要介護高齢者とア～エに掲げる者のみの世帯
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級又は2級に該当する者、並びに視覚又は肢体不自由（下肢又は体幹に限る。）の3級に該当する障害を有する者
 - イ 重度以上の知的障害者と判定され、療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級の者
 - エ その他市長が特別の事情があると認める者
- ※ただし、同一敷地内又はその近隣に居住する親族、その他の者の協力により、ごみの排出が可能場合は事業の対象としません。

収集するごみ・收取方法

○粗大ごみ以外の家庭ごみ

○収集回数

- ・千代田地区：毎週火曜日
- ・霞ヶ浦地区：毎週金曜日



もやせるごみ

※各地区、週1回午前中に収集します（収集時間は指定できません）。

- ・12月29日から1月3日は収集しません。
- ・天災などにより、やむを得ず収集が中止となる場合があります。

○収集場所

- ・ご自宅の玄関先などに、設置していただく回収箱から収集します。
- ・回収箱（蓋つきの容器）は、各自で用意してください。



利用料

- ・ 無料

利用上の注意

- ・ 収集日当日の朝 8 時 3 0 分までに、ごみを回収箱（蓋つきの容器）に入れておいてください。
- ・ 家屋内に入っでの収集は行いません。
- ・ ごみ収集カレンダーに従って、分別して回収箱に入れてください。
- ・ 分別されていないごみは収集できません。
- ・ 安否確認を希望する方は、家庭ごみ収集を行う際に声掛けをします。

収集開始までの流れ

指定の申請書に必要事項を記入。



現地訪問、面談等により申請者の生活、身体の状態、介護サービス等の利用状況等を聞き取り、併せて収集日やごみ出し方法、排出場所の確認。



審査した結果、事業の利用の可否を決定し、かすみがうら市高齢者ごみ出し支援事業利用決定（却下）通知書により、申請者に通知します。



利用開始（週 1 回；午前中に収集）

※申請書の内容について、関係機関に確認する場合があります。

市の関係部署、民生委員、地域包括支援センター、介護事業所等



問合せ先

保健福祉部 介護長寿課

0 2 9 9 - 5 9 - 2 1 1 1

0 2 9 - 8 9 7 - 1 1 1 1

どちらでも繋がります。